

平成18年（行コ）第119号 住基ネット受信義務確認等控訴事件

控訴人 杉 並 区

被控訴人 東 京 都 外1名

訴えの変更申立書

平成18年6月2日

東京高等裁判所第10民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 吉 川 基 道

同 藤 田 康 幸

同 市 川 和 明

頭書事件について、控訴人は、次のとおり、請求の趣旨（控訴の趣旨）を変更する。

第1 請求の趣旨（控訴の趣旨）の変更

控訴状記載の控訴の趣旨3項を次のとおり、変更する。

- 「3 被控訴人らは、控訴人に対し、各自連帯して、1億0106万9421円並びにうち4476万9677円に対する平成16年9月17日から支払済みまで及びうち5629万9744円に対する本書面送達の日翌日から支払済みまで各年5分の割合による金員を支払え。」

第2 請求原因の変更

訴状記載の請求の原因「第5 2」を次のとおり変更する。

「2 被告らの違法行為による損害について

（1）住基ネット設備関連費用について

ア 住基ネット設備賃貸借契約の締結と継続

原告は、平成14年8月5日の住基ネット第1次稼働に向けた準備として、平成13年度中の平成14年2月1日に、日本電気リース株式会社との間で、同日から同年3月31日まで、CSをはじめとする住基ネット関連機器等の賃貸借契約を締結するなどした。

平成14年度においても、継続して賃借する必要があるため、平成14年4月1日に、同日から平成15年3月31日まで、引き続き前記機器等を賃借していた。

なお、原告は、平成14年8月1日、確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまで、8月5日の第1次稼働日に住基ネットへ参加しない旨を表明し、前記機器等の電源を切るなどして住基ネットに参加しなかったが、参加のための条件が整備された場合、直ちに住基ネットへ参加

できるようにするため、前記機器等の賃貸借契約を継続していた。

平成15年度においても、直ちに参加できるようにするため、前記機器等の賃貸借契約を継続した。原告は、同契約により、エヌイーシーリース株式会社（旧日本電気リース）に対し、平成15年4月から平成16年3月までの間、賃借料として毎月84万2940円（消費税込み）の支払いを継続している（甲21）。平成16年度ないし平成18年度についても同様である（甲48）。ただし、平成17年度及び平成18年度については、毎月の賃借料は8万4294円（消費税込み）である（甲48の2、甲48の3）。

イ 被告らの違法行為による無為な費用負担

原告は、前記のとおり、平成15年6月4日、横浜方式での住基ネットへの参加を表明したが、被告東京都は、被告国と共同して、同日以降現在まで、原告の横浜方式での参加を認めず、自らの受信義務を履行しない。

それ故、原告は、被告らの違法行為により、住基ネットへの参加が不可能となり、これによる通知希望者の利便性及び行政効率化が阻害され、前記支出が行政上の効果を全く発揮することができておらず、現在に至るまでの前記賃借料の支出が無為に帰した。その意味で、原告は、不要な支出を余儀なくされたものである。

しかも、原告としては、被告東京都が将来受信義務を履行した場合、直ちに横浜方式での参加が可能となる態勢を維持しておく必要があることから、前記賃貸借契約を解約することはできない。いったん同契約を解約すれば、撤去及び再設置に4カ月以上の期間を要し、余分な初期投資も必要となるほか、CSのデータを再度整備すると仮送信のデータと齟齬を来たすことになり、横浜市のようなスムーズな再接続が不可能となる。その場合は、住基ネットへの参加が遅れることとなり、通知希望者の利便性等を原告が奪うこととなってしまうのである。

よって、原告は、平成15年6月4日から平成18年3月31日までの期間に対応する賃借料相当額である1947万1914円の損害を被った。

(2) 転入転出手続上の郵便費用について

原告が横浜方式での参加が可能であれば、通知希望者のうちの住基カード交付者についての前記転入転出の特例処理はもちろん、転入地市町村から転出地市町村への転入通知の処理についても、市町村間の住基ネットを通じたデータ送信により、その処理が可能となる。なお、転入通知の処理は非通知希望者についても行われる。

ところが、原告は、被告らにより、住基ネットへの参加を妨害されているために、本来住基ネット上で処理可能な転入転出手続をすることができない。

そのため、原告に転入する住民については、原告の費用で転入通知を転出地市町村役場へ郵送せざるを得ない。

また逆に、転入地市町村は、原告から転入地市町村へ移住してきた住民について、原告への転入通知の郵送を強制されてしまう。そこで、原告は、かかる市町村に対し、横浜市と異なる負担をさせないため、区役所に転出届の提出に来た区外へ移住する住民に対し、転入地市町村役場の担当者に渡すように依頼して、転出証明書と併せて受取人払用封筒を交付せざるを得ず、受取人払郵便費用相当額が原告の損害となった。

平成15年8月から平成18年3月までの期間における上記転入通知郵送費用及び受取人払郵便費用は、合計で921万5440円となっている（甲22～24、甲49～51）。

これらは、被告らの違法行為により支出を余儀なくされたものであり、同行為による原告の損害である。しかも、現在もその損害額は拡大している。

(3) 住民票無料交付について

原告は、被告らにより、住基ネットへの参加を妨害されているために、住

基ネットを通じた本人確認手続ができない。そのため、原告区民によるパスポート申請や所定の資格試験に際しては、必ず住民票が必要となる。したがって、区民は、上記用途での住民票交付手数料を強制的に負担させられて、同手数料相当額の損害を被ることとなる。

そこで、原告は、パスポート申請等のために住民票を要する区民に対し、横浜市民とは異なる負担をさせないため、原告が手数料を負担せざるを得ず、その手数料相当額が原告の損害となった。

なお、非通知希望者については、住基ネットへの参加を予定していない以上、自らの負担で住民票を取得する必要がある、その分については損害とはいえないところ、上記申請者に非通知希望者が含まれている可能性は否定できないが、外見上区別することは不可能である。そこで、非通知希望者割合分を減額すれば、合理的な損害額を算定することが可能である。

平成15年6月4日からの上記用途住民票交付数6万8024通（なお、平成15年6月分は日割り計算。甲25，甲52）に単価300円を乗じて、非通知希望者割合である16.86%分を減額すると次の通りである。

$6万8024通 \times 300円 \times (1 - 0.1686) = 1696万6545円$

したがって、原告は、上記交付数に相当する交付手数料合計1696万6545円の損害を被った。

(4) 人件費について

ア 削減可能な人件費相当額の損害

原告は、横浜方式による住基ネットへの参加により、前記のとおり、住基ネットを利用した転入通知の事務処理が可能となり、これに要する時間を短縮することができる。まず、原告から前住所地市町村への転入通知については、平均で1週間に最低でも1人で12時間の作業時間を要し、年間で52週となることから、年間624時間を要している。次に、転入地市町村から送付されてくる転入通知の入力処理について、平均1件5分の

処理時間を要し、年間少なくとも3万3000件が発生しているため、年間2750時間を要している。横浜方式による住基ネットへの参加により、これらの事務処理が不要となる。

また、住民票の写しの提出も不要になるから、その点に伴う住民票交付事務処理時間も短縮される。つまり、住民票の写しの交付には、平均で1件につき4分の処理時間を要し、少なくとも年間で1万7963件の住民票交付が不要となると見込まれる。それ故、年間1198時間の事務処理が不要となる。

それらの合計時間は、4572時間となる。そして、原告職員の1時間当たりの平均人件費が4194円であるから、少なくとも年間で1917万4968円の人件費の削減が可能となる。

ところが、原告は、被告らの違法行為により横浜方式での住基ネット参加を妨害されているため、本来であれば、削減できたであろう上記人件費について、削減できない状態にある。

よって、原告は、平成15年6月4日から平成18年4月5日までの1037日分の削減可能であった人件費相当額5447万7922円の損害を被ったものである。

イ 人員不足によるアルバイト報酬相当額の損害

また、原告は、横浜方式での参加ができないために、区民の転入転出が多い3月ないし4月の繁忙期において、人員不足に陥り、転入転出手続の事務補助のため、アルバイトを採用せざるを得なくなった。これにより、アルバイト報酬相当額の支出を余儀なくされた。

よって、原告は、被告らの違法行為により、平成16年3月分、平成17年3月分及び平成18年3月分のアルバイト報酬相当額である93万7600円の損害を被ったものである（甲26、甲53）。

(5) 損害合計額

以上のとおり、被告らの違法行為により、原告の被った損害は、合計1億0106万9421円である（甲54）。」

証拠方法

甲第48号証	賃貸借契約書
甲第49号証	転入手続上の郵便費用
甲第50号証	転入通知受領件数
甲第51号証	回議用紙（住民基本台帳費）
甲第52号証	パスポート申請用等住民票交付件数
甲第53号証	回議用紙（事務補助の雇用）
甲第54号証	被告らの違法行為による損害について